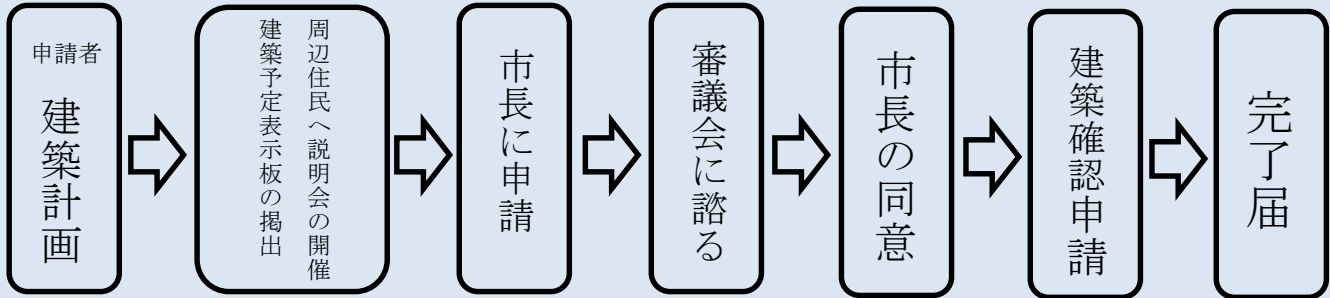


松山市特定ホテル建築規制条例の概要

概要

※「特定ホテル」に該当すれば
建築不可

○手続き



○建築規制地域

商業地域以外及び
特別用途地区（松山駅周辺特別業務地区）
（市街化調整区域・都市計画区域外を除く）

○市長の権限

- ・報告を求める
- ・調査を行う
- ・指導
- ・勧告
- ・命令
- ・罰則

建築行為

以下の建築を行う場合、手続きが必要となる。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築
- (2) 建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕
- (3) 建築基準法第2条第15号に規定する大規模の模様替
- (4) 建築基準法第87条第1項に規定する建築物の用途の変更
- (5) 各客室の床面積又は客室総数の変更を伴う修繕又は模様替

※「特定ホテル」とは、専ら異性を同伴する客の宿泊又は休憩に利用させることを目的とするものであって、その構造及び設備が次のいずれかに該当する施設をいう。

- ①利用客と従業員とが開放的に対面できるフロント、玄関帳場等の設備を有しない施設
- ②利用客が共用玄関からフロント等、廊下、階段、昇降機その他の共用の施設を通して客室に入る構造を有しない施設
- ③利用客が自由に利用できる食堂又はロビーの使用上有効な床面積が、収容人員ごとに定める数値に達しない施設
- ④食堂及びロビーの付近に利用客用の男女別の便所を設けていない施設
- ⑤1人用の客室（床面積が20㎡以下のもの）の数が客室総数の3分の1未満である施設
- ⑥ホテル等の形態、意匠、照明、屋外広告物等が周辺の生活環境と調和しない施設